

# 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント に係る契約重要事項説明書

(利用者)

様

(介護保険被保険者番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(地域包括支援センター)

医療法人社団 和敬会  
押部あんしんすこやかセンター  
〒651-2211 神戸市西区押部谷町栄193-4  
TEL：078-998-3020  
FAX：078-998-3023

# 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

令和7年4月1日 現在

## 1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

氏名： \_\_\_\_\_

連絡先：078-998-3020

## 2 事業所の概要

地域包括支援センター名	押部あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市西区押部谷町栄193-4
連絡先	TEL：078-998-3020 FAX：078-998-3023 TEL：078-998-3020（緊急時の連絡先）
管理者連絡先 管理者 後藤 陽子	TEL：078-998-3020 FAX：078-998-3023
営業日	平日・土曜（日祝日、12月30日～1月3日は休み）
営業時間	平日：午前9時～午後5時 土曜：午前9時～午後0時30分
サービス提供実施地域	西区

## 3 当事業所の法人概要

法人名	医療法人社団 和敬会
所在地	三木市大塚1丁目5番89号
連絡先（代表）	TEL：0794-83-3316 FAX：0794-83-2158
法人種別	医療法人
代表者	理事長 足立 憲昭
法人の行う他の業務	病院・デイケア・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・訪問看護 訪問介護・地域密着型通所介護・居宅介護支援 サービス付き高齢者向け住宅

## 4 当事業所の従業員

職 種	人 員 数
保健師または看護師	1 人
主任介護支援専門員	2 人
社会福祉士	4 人
地域支えあい推進員	1 人
その他	1 人

## 5 事業の目的・運営方針

事業の目的	在宅の高齢者やその家族に対し、介護予防に関する総合的な相談に応じるとともに、介護予防ニーズに対応した各種の保健、福祉、インフォーマルサービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関、サービス実施機関との連絡調整などの便宜を図って、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活ができるようにその福祉の向上を図ることを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法令の遵守</li> <li>・公正中立な介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供</li> <li>・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス・支援計画の作成を行う等</li> </ul>

## 6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し解決すべき問題を把握します。</li> <li>2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。</li> <li>3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。</li> <li>4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。</li> <li>5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。</li> </ol>	○
介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供（契約書本文第4条）	介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。	○

サービス実施状況の把握・ 介護予防サービス・支援計画 等の評価 (契約書本文第4条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</li> <li>2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の評価、変更等を行います。</li> </ol>	○
給付管理 (契約書本文第4条)	介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理表を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明 (契約書本文第4条)	介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への 連絡 (契約書本文第4～5条・ 別紙)	介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への 対応 (契約書本文第4条・別紙)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。	—
介護予防サービス・支援 計画の変更 (契約書本文第5条)	利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。	○
要介護認定等にかかる 申請の援助 (契約書本文第6条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。</li> <li>2 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。</li> </ol>	○
サービス提供記録の閲覧 ・交付 (契約書本文第7条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。)</li> <li>2 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。</li> </ol>	○
担当職員（神戸市指定介護 予防支援及び介護予防ケアマネ ジメント業務従事者）の変更	担当職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。	○
利用者の状況の把握	担当職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）が、利用者の居宅を訪問する等、最低月1回は状況の把握等を行います。	

## 7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画の作成・変更・事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。

（サービス提供証明書を西区役所の窓口に出しますと、後日払戻しとなる場合があります。

また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

<b>介護予防支援費</b>	<b>4,791 円（消費税込）</b>
<b>介護予防ケアマネジメント従来型</b>	<b>4,791 円（消費税込）</b>
<b>介護予防ケアマネジメント簡易型</b>	<b>3,826 円（消費税込）</b>
<b>初回加算※</b>	<b>3,252 円（消費税込）</b>

※初回加算

新規及び過去2ヶ月以上介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます。

※介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することがあります。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります。	利用の都度請求させていただきます。お支払いについては、その月の末月までをお願いします。
本契約の解約料	5,000円	契約書本文第9条第1項但書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり 10円)	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

## 8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

## 9 契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

## 10 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

契約終了によって利用者を他の事業者を紹介する等の援助を行うとき、災害時などにおいて必要な場合は使用することになります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただくことになります。

## 11 人権の尊重

事業者は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護保険サービスを提供します。

## 12 暴力団の影響の排除

事業所は、その運営について、暴力団の支配は受けません。

## 13 サービス提供中における事故発生時の対応

### (1) 緊急時における確認事項

- |  |
|--|
| ① あらかじめご指定いただいた連絡先に連絡いたします。                  |
| ② 緊急の搬送が必要と判断した場合は、ご家族等への連絡が後になってしまうこともあります。 |

### (2) 市町村、家族等への連絡方法

書面又は、訪問・電話により連絡させていただきます。
---------------------------

(3) 当社の再発防止策等

① 定期的に事故防止研修を実施していきます。
② 苦情相談窓口を設置し、速やかに対応していきます。

14 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 11 条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。当社は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- 加入保険名 専門事業者賠償責任保険
- 保険の内容 居宅介護支援事業者賠償責任  
居宅サービス事業者賠償責任
- 賠償できる事項 対人対物賠償（業務遂行中・業務遂行後）  
純粋経済損失（ケアプラン作成ミスによる経済負担）

15 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい

- 当法人の苦情相談窓口 押部あんしんすこやかセンター

担当者 後藤 陽子	連絡先	078-998-3020
	F A X	078-998-3023
	受付時間	(平日) 午前9時～午後5時
	緊急連絡先	078-998-3020

- 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスに関すること)	
神戸市福祉局監査指導部	連絡先 078-322-6326 受付時間 午前8時45分～12時 午後1時～午後5時30分(平日)
(要介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内))	
	連絡先 078-322-6774 受付時間 午前8時45分～12時 午後1時～午後5時30分(平日)
(介護保険サービスに関すること)	
兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間 午前8時45分～午後5時15分(平日)
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)	
神戸市消費生活センター	連絡先 078-371-1221 受付時間 午前9時～午後5時00分(平日)

## 16 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次のとおり必要な措置を行います。

- (1) 虐待の発生またはその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知を図ります。
- (2) 事業者は虐待の防止のための指針の整備と研修を定期的実施し、それら措置を適切に実施するための担当者を設置します。

## 17 身体拘束等の適正化

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。もし身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を関係者間で話し合い記録します。

## 18 ハラスメント対策

事業所は、適正なサービス提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント対策を行い、従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 19 衛生管理及び従事者の健康管理等

事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り、衛生管理について十分留意します。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症などに関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させます。

## 20 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を（業務継続計画）策定し、また、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 21 要介護認定前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明場所： \_\_\_\_\_

説明時間： \_\_\_\_\_

所在地 神戸市西区押部谷町栄193-4 \_\_\_\_\_

名 称 押部あんしんすこやかセンター 印 \_\_\_\_\_

説明者 事業所 押部あんしんすこやかセンター \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(付属別紙)

## 要介護・要支援認定前に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護・要支援認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス・支援計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1 提供する介護サービスについて

- ・利用者が要介護・要支援認定までに、介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から1カ月以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス・支援計画については、要介護・要支援認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・要支援認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。  
このとき、利用者から事業者に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

### 3 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

- ・要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、¥3,000の利用料をいただきます。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所サービスを利用している場合は、この限りではありません。

### 4 注意事項

要介護・要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護・要支援認定前に提供された介護予防サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。
- (2) 要介護・要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。